

【声明】

## 生活保護基準引き下げ違憲訴訟の札幌地裁の不当判決に強く抗議する

2021年3月29日  
北海道民主医療機関連合会  
会長 小市 健一

国は2013年8月から3年間かけて、「生活扶助費」の基準額を最大で10%引き下げました。この生活保護費の支給額引き下げは違憲であり、健康で文化的な生活が脅かされたとして、北海道内の受給者およそ130人は「最低限度の生活を保障した憲法に違反する」として、自治体が行った引き下げの取り消しを求める訴えを起こしました。

本日3月29日、札幌地方裁判所において判決が出され、生活保護基準の引き下げに対して厚生労働省の裁量を認めるという国の主張どおりの判決を言い渡しました。この判決は不当であり北海道民医連は強く抗議します。

この裁判の争点は、生活扶助基準設定には厚生労働大臣に広範な裁量権があるとする国の主張に対し、生活扶助基準の引き下げは厚生労働大臣の裁量権の範囲をこえた濫用であり、憲法25条、生活保護法8条違反であるという点です。

生活保護基準部会が検証した生活扶助基準と消費実態の乖離を是正する増減幅を、厚生労働大臣が独断で削減したという問題があります。本判決は厚生労働大臣の裁量の範囲を広く認め、国の主張を認めたことは断じて容認できません。

生活保護制度は他の諸制度や諸政策に連動し、すべての国民の生活全般に極めて重大な影響を及ぼします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、格差と貧困が一層拡大する中で、この不当な判決は多くの国民のいのちと暮らしを脅かすものと言えます。

北海道民医連は、国が2013年引き下げ前の基準に戻し、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを強く求めるものです。

以上